

公 告
令和 7年11月20日

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

周南市上下水道事業管理者
上下水道局長 井筒 守

1. プロポーザルの名称及び方式等

(1) プロポーザルの名称

周南市上下水道料金システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル

(2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル

(3) 主催者及び事務局

主催者 周南市上下水道局

事務局 周南市上下水道局 料金課 周南市役所本庁舎3階

〒745-8655

山口県周南市岐山通1丁目1番地

電 話 番 号 0834-22-8656 (直通)

ファックス番号 0834-22-8636 (直通)

電 子 メ ー ル suido-bill@city.shunan.lg.jp

2. 業務の概要

(1) 業務名 周南市上下水道料金システム構築業務

(2) 業務場所 周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所本庁舎

(3) 履行期間 契約締結日から令和14年10月31日まで

なお、「システム構築・データ移行作業」は、契約締結日から令和9年10月31日までとし、別途契約する「ソフトウェア・ハードウェア賃貸借」「システム保守」は、令和9年11月1日から令和14年10月31日までとします。

※システム本稼働日は令和9年11月1日とします。

(4) 発注者 周南市上下水道事業管理者 上下水道局長 井筒 守

(5) 業務内容 周南市上下水道料金システム構築業務仕様書のとおり

1) システム構築・データ移行業務

2) ソフトウェア・ハードウェアの調達、設定、賃貸借

3) システム保守業務

4) 業務引継ぎに関する事項

5) その他関連する業務

(6) 提案価格上限額

130,000,000円 (税抜)

【内訳】

システム構築・データ移行費用 58,000,000円
ソフトウェア・ハードウェア費用 52,000,000円（リース料含）
システム保守費用 20,000,000円

※この金額は、契約金額等を示すものではない。また提案見積金額は、どの項目においてもこの上限額を超えてはならないものとする。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。ただし、参加資格確認後から選定結果の決定日までに参加資格を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 参加表明書提出時点において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は、第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申し立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の決定日以降を審査基準日とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
 - (3) 参加表明書の提出日において、「令和6・7年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「5コンピュータサービス」の（小分類）「1システムの設計・開発」及び「2システムの保守・運用管理」に登録されている者
 - (4) 参加表明書の提出日において、「令和8・9年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「5コンピュータサービス」の（小分類）「1システムの設計・開発」及び「2システムの保守・運用管理」に登録申請している者
 - (5) 参加表明書の提出日から契約締結までの間において、本市から指名停止措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (6) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。
 - (7) 日本国において給水戸数5万戸以上の水道事業体に、同種のシステムを導入した実績を有する者。なお、受注を証明できる書類の提出が必要であり、業務実績一覧（様式3）及び業務委託契約書の写し等を参加表明書提出時に併せて提出のこと。給水戸数5万戸以上については事務局にて確認する。ただし、現在導入作業中のものは実績に含めない。
 - (8) プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得している者
 - (9) 参加形態は単体企業であること。
- ※(7)及び(8)について、提案者とパッケージ製造者（メーカー）が別の場合は、どちらともが該当すること。

4. 公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和7年11月20日（木）から12月17日（水）まで

(2) 交付場所

周南市ホームページ 事業者向け情報の入札・契約

(<https://www.city.shunan.lg.jp/life/6/30/>)

(3) 交付資料

1) 周南市上下水道料金システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

2) 周南市上下水道料金システム構築業務仕様書

3) 周南市上下水道料金システム構築業務公募型プロポーザル提出書類様式集

5. 主要な実施日程

公告時点の予定であり、状況により変更する場合があります。

項目	日 程
実施要領等の交付開始	令和7年11月20日（木）
質問受付期間	令和7年11月20日（木）から12月4日（木）
質問回答日	令和7年12月12日（金）
参加表明書の提出期限	令和7年12月17日（水）
参加資格審査結果通知	令和7年12月24日（水）
企画提案書の提出期限	令和8年1月20日（火）
ヒアリング	令和8年2月6日（金）、2月10日（火） 予備日：令和8年2月13日（金）
選定結果の通知	令和8年2月24日（火）
契約手続き	令和8年3月中旬

6. 質問の受付

(1) 提出書類 質問書（様式6）

(2) 受付期間 令和7年11月20日（木）から令和7年12月4日（木）午後5時まで

(3) 回答方法 令和7年12月12日（金）午前9時に周南市ホームページの上下水道局の
入札・プロポーザル情報・結果のページに掲載する。

7. 参加表明書の提出

(1) 提出書類 1) 参加表明書（様式1）

2) 会社概要（様式2）

3) 業務実績一覧（様式3）

4) 業務実施体制（様式4）

5) 予定配置技術者（様式5）

6) パッケージ製品の説明書

(2) 提出期限 令和7年12月17日（水）午後5時必着

(3) 提出場所 1. (3) に定める事務局

8. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 1) 企画提案書提出届（様式7）
 - 2) 企画提案書（任意様式）
 - 3) 周南市上下水道料金システム構築仕様書及び機能要件書（様式8）
 - 4) 提案価格見積書（様式9）
- (2) 提出期限 令和8年1月20日（火）午後5時必着
- (3) 提出場所 1. (3)に定める事務局
- (4) 提出方法 持参または郵送（いずれの場合でも、提出期限必着のこと）

9. 評価方法

(1) 評価会

企画提案書の評価は、「周南市上下水道料金システム業務委託に係る公募型プロポーザル評価会」において行う。なお、企画提案書の提出が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。

(2) 評価基準

企画提案書を提出した者にヒアリングを行う。評価会において、企画提案書評価（企画提案内容及び提案価格見積金額）及びヒアリング（企画提案書に関するデモ及びプレゼンテーション）を総合的に評価する。ヒアリングにおける日程の詳細は別途通知する。

10. 契約

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、契約を締結する。また、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

11. その他

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 提案内容が要求仕様書及び機能要件一覧で示された要件を満たしていない。ただし、企画提案書内で要件を満たせない理由等を説明し、代替案等を提示している場合は除く。
- ⑧ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

⑨ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- ② 緊急等やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認めるとときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできない。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。(本市からの指示があった場合を除く。)
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式10)により、担当課へ届け出ること。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、本市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例(平成16年周南市条例第36号)に基づき公開することができる。
- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、いかなる責任も負わない。